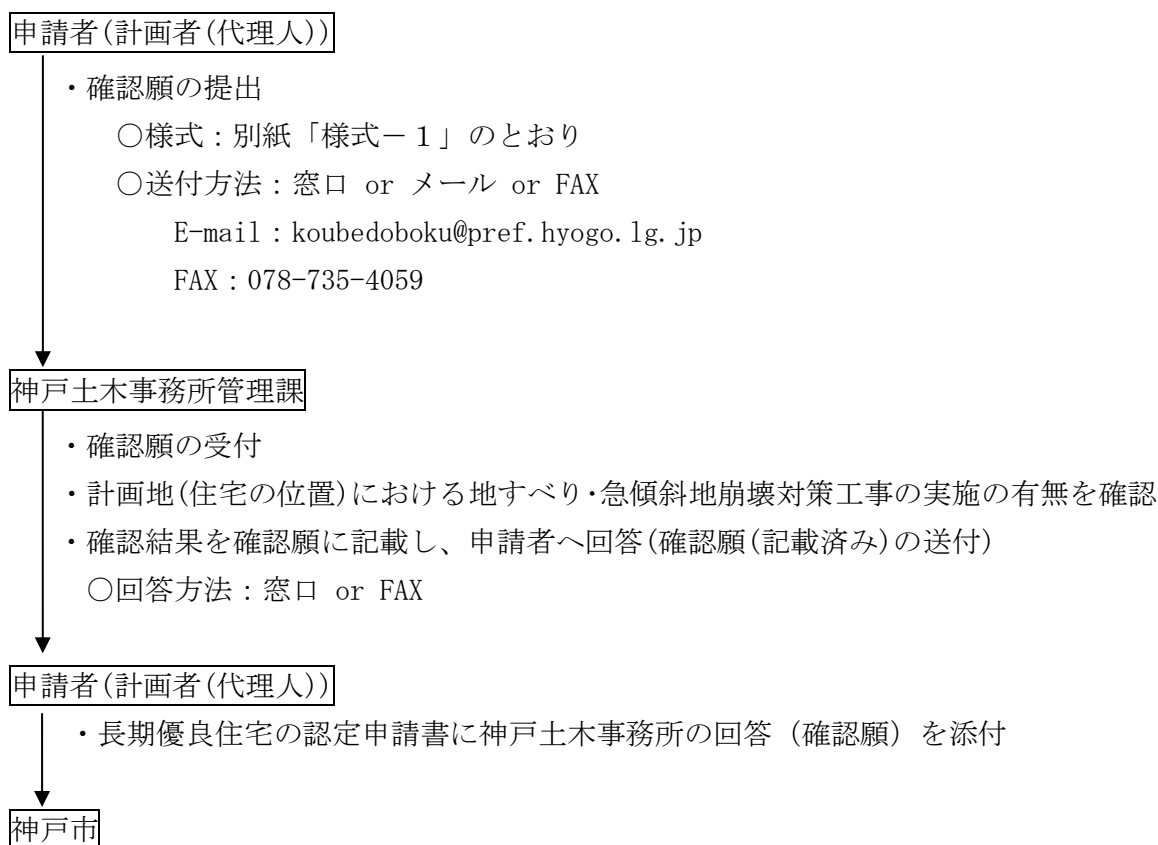


災害配慮基準に関する確認の手続きの流れ

1 概要

- ・長期優良住宅認定に係る住宅が地すべり区域又は急傾斜地崩壊危険区域に掛かる場合、自然災害(地すべり・急傾斜地崩壊)に対する軽減措置(対策工事)の有無の確認が必要です。
- ・自然災害の対策工事の実施の有無を確認する手続きの流れは以下のとおりです。

2 確認手続きの流れ



3 確認願に関するお問い合わせ先

窓口：兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所管理課

住所：〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

電話番号：078-737-2135